有価証券報告書の適正性に関する確認書

2020年8月28日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長　殿

本店所在地	東京都中央区京橋一丁目17番10号
不動産投資信託証券発行者名	SOSiLA物流リート投資法人
	(コード：2979)
代表者の役職・氏名	執行役員
（署名）	矢野 正明

本投資法人の執行役員である矢野　正明は、本投資法人の2019年6月26日から2020年5月31日までの第1期の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。

私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記の通りです。

記

1.　本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人であり、資産運用委託契約に基づき、住商リアルティ・マネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に資産の運用に係る業務を委託しております。また、資産保管業務、投資主名簿等に関する事務、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務を三井住友信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に委託しております。

本投資法人の会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人です。

2.　有価証券報告書の作成プロセス

有価証券報告書は、一般事務受託者より提出される会計帳簿及び資産運用会社の関係各部署より提出される本投資法人に係る当該有価証券報告書の作成に必要な情報に基づいて、資産運用会社のリートマネジメント部が原案を作成しております。当該原案については、法律に係る記載内容及び税務に係る記載内容について、それぞれ法律事務所及び税理士法人による助言及び確認を受けるとともに、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けて作成しております。なお、作成された有価証券報告書は、資産運用会社の代表取締役社長が承認したうえで、提出されております。

3.　不実の記載がないと認識するに至った理由

(1) 一般事務受託者が作成した会計帳簿及び資産運用会社が保有する本投資法人に係る重要な情報等に基づいて、当該有価証券報告書が作成されていることを確認しております。

(2) 本投資法人の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から、金融商品取引法第193条の2第1項に規定される監査証明を受領しております。

(3) 資産運用会社から、本投資法人の資産運用の状況等について本投資法人の役員会において報告を受ける等、内部管理体制の状況及びその有効性について確認をしております。

以上